

指定障害児通所支援事業者の行政処分について

区が、児童福祉法に基づき、区内の障害児通所支援事業所に対して実施した監査において、不正請求および不正な行為が確認されたため、当該障害児通所支援事業所（以下、「事業所」という。）の運営法人である株式会社Y&N（以下、「運営法人」という。）に対し、行政処分を行った。

については、業務改善に向けた指導、事案の検証および再発防止策の実行とともに、不正に受給した障害児通所給付費の返還を命じる。

1 事業所の概要

- (1) 名 称 ミント（品川区西品川2-10-11）
(2) 事 業 名 放課後等デイサービス
(3) 開設年月日 平成31年1月1日
(4) 定 員 5名
(5) 運 営 法 人 株式会社Y&N（品川区西品川2-10-11）

2 経緯

- 令和7年3月 事業所の障害児通所給付費の不正請求および人員体制の不正に関する情報提供を受理
- 5月 実地検査を実施
監査実施通知を発出
- 8月～9月 監査を実施
・従業者等に対する聞き取り調査を実施
・不正請求および不正な行為を確認
- 10月 行政処分に係る処分内容の検討および決定
- 11月 監査結果通知を発出
弁明の機会を付与
弁明書を受理
- 12月 指定の効力停止通知書を交付
本事案について、厚生労働省および東京都へ情報提供
- 令和8年1月 業務改善の指導および再発防止策の実行を指示
行政処分を実施

3 監査結果および監査により確認された事実

- (1) 障害児通所給付費の不正請求（法第21条の5の24第1項第6号該当）
不正または著しく不当な行為（法第21条の5の24第1項第11号該当）

令和6年6月10日から令和6年8月31日の期間において、児童発達支援管理責任者が産前産後休業および育児休業により不在であったにも関わらず、人員基準を満たすとして、児童指導員等加配加算および専門的支援体制加算を不正に請求し、受領した。

また、当該児童発達支援管理責任者の不在期間について、東京都へ届け出ていなかった。

- (2) 障害児通所給付費の不正請求（法第21条の5の24第1項第6号該当）
虚偽の報告（法第21条の5の24第1項第7号該当）
虚偽の答弁（法第21条の5の24第1項第8号該当）

令和6年4月1日から令和7年4月30日の期間において、基準人員として届け出していた機能訓練担当職員の勤務実態がないにも関わらず、人員基準を満たすとして、専門的支援体制加算を不正に請求し、受領した。

また、令和7年5月14日付で実施した実地検査において、当該機能訓練担当職員の勤務実態について、虚偽の報告および答弁をした。

- (3) 障害児通所給付費の不正請求（法第21条の5の24第1項第6号該当）
虚偽の報告（法第21条の5の24第1項第7号該当）
虚偽の答弁（法第21条の5の24第1項第8号該当）
不正または著しく不当な行為（法第21条の5の24第1項第11号該当）

令和7年4月1日から令和7年4月30日の期間において、同法人が運営する企業主導型保育園に勤務する従業者2名の氏名を利用し、人員基準を満たし、加配職員（常勤・専従）を配置したとして、児童指導員等加配加算（常勤専従・児童福祉事業の経験5年以上）を不正に請求し、受領した。

また、当該従業者の配置について、令和7年4月1日付で虚偽の届出とともに、令和7年5月14日付の実地検査において、当該従業者の勤務実績について、虚偽の報告および答弁をした。

4 処分の概要

処分の内容	指定の一部効力停止（新規利用者の受け入れ停止）
処分年月日	令和8年1月1日
処分期間	令和8年1月1日から令和8年3月31日まで（3か月）

5　返還請求額（概算）

約2,497千円

【内訳】

不正利得分 約1,784千円

徴収金（※） 約713千円

※児童福祉法第57条の2第2項の規定に基づき、不正利得分に100分の40を乗じて得た額

6　再発防止に向けた区の取組み

区は、本件について区内の指定障害児通所支援事業所および事業所を運営する法人へ周知するとともに、適正な事業所運営の徹底について指導していく。

今後は、運営指導および集団指導の際に、法の遵守状況を確認する等、これまで以上に適正な事業所運営の徹底を図る。